滑川町マスコットキャラクター「ターナちゃん」使用取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滑川町のマスコットキャラクター「ターナちゃん」 (以下「キャラクター」という)を使用することにより、滑川町のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

- 第2条 何人も営利を目的としない個人的に又は家庭内その他これに準 ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用する場合は、自由に使 用することができる。
- 2 前項の規定する場合を除き、キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ滑川町マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、添付書類の一部を省略できる。
 - (1) 町、及び滑川町観光協会が業務の目的で使用するとき。
 - (2) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務及び教育の目的で使用するとき。
 - (3) 新聞、テレビ及び雑誌等報道機関が報道及び広報の目的に使用するとき。
 - (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認等)

- 第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が、次 の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。
 - (1) 滑川町のイメージアップという趣旨に反する恐れがあるとき。
 - (2) 滑川町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき。
 - (3) 特定の政党、思想又は宗教活動に利用される恐れのあるとき。

- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのあるとき。
- (6) 町の事業又は町の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがあるとき。
- (7) 法令又は公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (8) その他、町長が使用について不適当と認められるとき。
- 2 町長は、キャラクターの使用を承認するときは、滑川町マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用承認をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料等)

第4条 キャラクター使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) キャラクターの使用承認を受けた目的又は承認された内容により 使用すること。
 - (2) 定められた形、色等を正しく使用し、デザイン(色・形・字体など)を改変しないこと。
 - (3) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用する。
 - (4) 原則として、物品には「滑川町マスコットキャラクター ターナちゃん」との表記を付すること。
 - (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
 - (6) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
 - (7) キャラクターの使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮

を行うこと。

(使用承認の変更等)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、滑川町マスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

- 第7条 町長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、マスコットキャラクター使用承認取消書(様 式第4)をもって行う。

(責任の制限)

- 第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取消した場合、使 用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって 第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は損害賠償、損失 補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成23年11月3日から施行する。